



1. カテゴリー

U14 (中学校1、2年生)

2. クラブの指導内容

①チームワーク

練習や試合におけるコミュニケーション及び戦術の指導や仲間との協調性や責任感の育成

②オープンスキル

状況判断、適切なセレクトの指導、さまざまなプレイに適応できる理解力と思考力の育成

③チームプレイ

チームオフェンス、チームディフェンスの指導

④中学生らしさ

ルール、マナー、モラルの理解と周囲の人への感謝、学校生活や勉強に対する意識

3. スタッフ

渡邊 真隆 JBA公認B級ライセンス (福島県U15男子ユース育成コーチ、U14DC男子HC)

中島 篤志 JBA公認C級ライセンス (福島県U13DC女子HC)

湯田 匠 JBA公認C級ライセンス (県北地区U14DC男子スタッフ)

高橋 雄一 JBA公認D級ライセンス

山田 大夢 JBA公認D級ライセンス

岩田 慎也 JBA公認E級ライセンス

菅野 敏樹 JBA公認D級ライセンス

その他ボランティアスタッフ

4. 詳細（会場・練習日程）

月曜日	19時～21時	渡利中学校 or 福島市内体育館
水曜日	19時～21時	福島西高校 or 福島市内体育館
木曜日（登録選手のみ）	19時～21時	福島商業高校 or 福島西高校
土曜日	17時～19時	福島南高校 or 福島市内体育館
<ul style="list-style-type: none">練習試合や祝日など日時が変更になる場合があります。練習の回数2～4回を選択することができます。またネクサスでJBA登録し、「コールアップ」または「育成選手」の場合は、木曜日の参加を増やすことが可能です。「コールアップ制度」を採用しています（スタッフが優秀な選手と判断した場合「ネクサス」との活動を併用することができる）対象選手は土曜日の練習が19時～21時になります。また、火曜と日曜のネクサスの練習も参加することができ、最大週6回の参加が可能です。「育成選手制度」を採用しています。 (育成選手は月、水、土に参加する他に練習回数増を求め、かつスタッフが認めた場合に火曜のネクサスの参加を認める。この場合は日曜のスクール(ビギナーとエキスパート両方)参加が必須となり、週5回または週6回の活動となる)怪我などで簡単に練習を休まずに見学をすることが条件になります(簡単に休む選手が試合に出ることは難しく、見学でもチームの仕事や知識のインプットなどできることはたくさんあります。下級生チームやスクール選手で簡単に休む選手がいますが、定員になって本当に参加したいのに参加できない選手がいるのは不本意です。コート上でプレイしなくとも成長できることはたくさんあります)申し込みの際は留意ください。部活動以外のU15バスケットチーム(Bユースや他のクラブチーム)と掛け持ちは禁止です。 (令和6年度に別クラブチームで試合に参加していた選手が判明しています。令和7年度からは判明した場合スタッフで除名を検討させていただきます)月に1回チームのフィジカルトレーナーによるトレーニングを行います(大会の都合などで行わない場合もあります)原則土曜日に行う予定です。		

5. 費用（メーカーの値上げなどでユニフォームなど金額が変動する場合があります）

初回の費用

年会費	7, 500円
保険費用	800円
チームユニフォーム	16, 000円（濃淡込み、持っている方は不要）
リバーシブル（上下）	9, 300円（持っている方は不要）
チームスウェット	5, 500円（上下含む、持っている方は不要）
チームソックス（青のみ）	1, 500円（持っている方は不要）
チームナップサック	1, 300円（持っている方は不要）

※リバーシブルとスウェットは全員が必須

ユニフォームとソックスとナップサックは登録選手必須、登録しない選手は希望者のみ。

毎月の費用

会費 週2回参加（月8回）	10, 000円
週3回参加（月12回）	12, 000円
週4回参加（月16回）	14, 000円
週5回参加（月20回）	15, 000円
週6回参加（月24回）	16, 000円

その他、大会や遠征等で発生する費用は別途徴収させていただきます。

※兄弟で「ネクサス」「セカンド」「スクール」「U12」のいずれかに申し込みの場合、月会費から減額をさせていただきます（兄弟引きは1人1つのカテゴリーのみ適用になります）

例 兄弟2人が参加 減額2, 000円／1人 ご家庭で￥4, 000引き

兄弟3人が参加 減額3, 000円／1人 ご家庭で￥9, 000引き

※スクールとの併用の場合、スクールの会費を週練習回数×1, 000円引きとさせていただき

ます（例　週3回参加の場合スクールの会費が3,000円引きとなる）

※DCなどに選出されている場合、会費を下記のようにいたします。

（U12,U13,U14 の DC 実績が反映となります）

ナショナルレベルの場合	月会費免除（週4回以上の場合）
東北レベルの場合	月会費から6,000円免除（週4回以上の場合）
県レベルの場合	月会費から4,000円免除（週4回以上の場合）
地区レベルの場合	月会費から2,000円免除（週4回以上の場合）

6. 入会特典

TシャツとロングTシャツ、ハーフパンツを支給いたします。希望の色について初回の方は青を選択ください。また、TシャツとロングTシャツにリバーシブルと同様の番号をプリントします。

Tシャツ・ロングTシャツ

・サイズ（130、140、150、SS、S、M、L～5L） 色（青、白、紺、黒）

ハーフパンツ

・サイズ（130、140、150、SS、S、M、L～5L） 色（青、紺、黒）

スウェットのサイズ

・S～3XL

ソックスのサイズ

・S（～25） F（25～28） B（28～30）

ユニフォーム・リバーシブル

・SS～6L

・必須ではありませんがチームのウォーマーブレーカーとバックパックがあります。希望の方はスタッフまでご連絡ください。

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体を Bravely Nexus バスケットボールクラブとする。

(目的)

第2条 この団体は中学生を対象に子供たちの健全な育成を図るとともに、高校や所属チームのバスケットにつながる活動を目的とする。

(目的2) 団体所属者のルール

- ① 礼儀を重んじる（挨拶・返事・感謝）
- ② ルール・マナー・モラルを重んじる
- ③ 仲間を敬う
- ④ 練習後はすぐ帰宅する

第2章 会員

(入会)

第3条 入会するものは次の要件を備えていなければならない。

- ① 本クラブの目的に賛同する者
- ② JBA の競技者番号がある者（本クラブでも部活動でも可）
- ③ クラブの定める諸規定を遵守する者
- ④ 会費や費用について著しい滞納がない者

(除名)

第4条 クラブは、第3条の要件を満たさない会員について除名することができる。

第3章 会計

(資金)

第5条 クラブの費用は次の通りとする。

- ① 年会費 7, 500円
- ② 保険費用 800円

③ 月会費

週2回 10,000円 週3回 12,000円

週4回 14,000円 週5回 15,000円

週6回 16,000円

※兄弟でアカデミー活動に申し込みをしている場合、下記の通り減額となる。

兄弟2人が参加 2,000円／1人

兄弟3人が参加 3,000円／1人

(ただしこの適用は1人1カテゴリーのみとする)

※D Cなどに選出されている場合は下記の通り減額となる。

ナショナルレベルの場合 全額免除

東北レベルの場合 月会費から6,000円減額

県レベルの場合 月会費から4,000円減額

地区レベルの場合 月会費から2,000円減額

(減額は週4回以上参加時のみ適用される)

(資金用途)

第6条 第5条により使われる資金

① 施設利用料

② 各種謝礼・交通費等

③ スポーツ保険

④ 必要機材、その他練習で必要な物、道具、応急医薬品

⑤ 事務手数料など

⑥ その他スタッフが必要と判断した教材、講習会等

(クラブ)

第7条 遠征や各種大会に出場する場合、必要な費用を別途徴収するものとする。

(運用)

第8条 資金の運用は（一社）ネクサスポーツアカデミーとする。

第4章 事故の責任

(事故の責任)

第9条 会員はクラブ活動に際しては、施設管理責任者又は指導者の責任において行動するものとする。

前項に違反して、盜難・傷害等の事故が発生してもクラブ及び指導者に対して一切の損害補償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第10条 会員はスポーツ安全保険等の傷害保険に加入しなければならない。

クラブは活動中に起きた事故以外の責任はないものとする。

第5章 休会・退会

(休会・退会)

第11条 休会・退会についてはスタッフに連絡することとし、休会の適用は最大1ヶ月とする。ただし重大な病気やけがによる長期休養が必要な場合はその限りではない。休会中の会費は発生しないこととする。退会の場合、その月の23日までに退会が完了した場合はその月までの会費のみ、24日以降の申し出については翌月の会費が発生することとする。また退会用の書面に必要事項を記載して提出することで退会が完了となる。

第6章 細則

(細則)

第12条 クラブ活動中の映像、写真、記録等などの新聞、インターネット、モバイルサイト等への掲載権はクラブ側に属する。選手や保護者が活動中の静止画や動画をSNS等にアップロードしてはならない。

第13条 天災地変、社会情勢の変化などにより活動が困難な場合は活動を取りやめることがある。また活動内での感染症が拡大している場合は活動を自粛することが

ある。その場合、徴収した会費の返金はおこなわず、活動回数が減少する場合がある。

第14条 感染症等による学校の休校、学年閉鎖、学級閉鎖となった場合に該当する選手はその期間の参加の自粛をすること。大会等の参加については、大会等の要項などに準じていればその限りではない。

第15条 新型コロナウィルスやインフルエンザの感染症の場合、感染した選手及びスタッフは発症日を0日とし5日間の活動を自粛することとする。その他の感染症の場合は医師の指示のもと自粛することとする。また活動内で感染が拡大している場合などは活動の自粛をする場合がある。この場合は総則第13条に当てはまることとする。

第16条 練習回数の変更及び参加する曜日を変更する場合は、変更する月の前月20日までにスタッフに連絡をした場合に認めることとする。

第17条 他のクラブチームやBユースの掛け持ちは禁止とし、他チームで定期的な練習参加や練習試合含め試合の参加は禁止とする。(学校部活動はその限りではない)

第18条 本規約に定めない事項及び必要な細則はスタッフ会議での議決により定める。